



消防署の管轄区域変更について(平成29年1月1日施行)



松本広域消防局では、住民サービスの向上を目的として、消防署の管轄区域の一部を見直しました。

なお、消防車や救急車の出動体制に変更はありません。

消防署の管轄区域図

○ 見直し区域

次の地区を丸の内消防署から本郷消防署及び山辺出張所に変更しました。

丸の内消防署

桐1～3丁目
美須々

変更

清水1・2丁目
元町1～3丁目

本郷消防署

住所：松本市浅間温泉2-6-1
電話：0263-46-2700

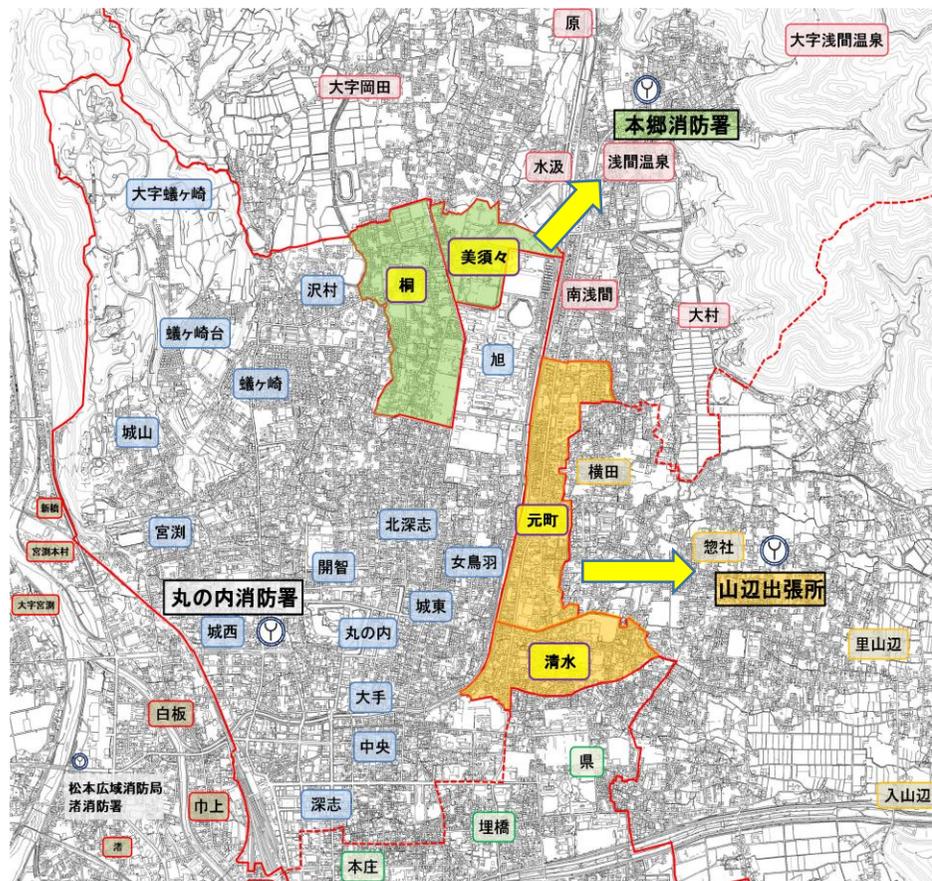
本郷消防署山辺出張所

住所：松本市大字里山辺1434-1
電話：0263-35-8185

○ 見直しによる変更点

消防法・火災予防条例等に基づく届出書等の提出先が本郷消防署又は山辺出張所へ変更になります。

(例)防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書、少量危険物貯蔵取扱開始届出書、消防訓練の依頼 等



松本広域消防局 総務課
TEL:0263-25-0119